

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成23年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受け付けます。

▼期日(平成23年) 〃

1月12日(水) 上三川地区

1月13日(木) 本郷地区

1月14日(金) 明治地区

▼時間 〃

午前の部 午前9時30分～午前11時

午後の部 午後1時～午後3時

▼場所 〃 役場3階 大会議室

▼持参するもの 〃

①継続申請者 〃 免税軽油使用者証印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受付できません。)

農業委員会の発行する耕作証明書(耕作面積に変更がある場合のみ)

②更新申請者(平成23年12月30日まで)に免税軽油使用者証の有効期間が満了になる方) 〃 旧免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受付できません。)

農業委員会の発行する耕作証明書・栃木県収入証紙 420円分

③新規申請者 〃 印かん・農業委員会の発行する耕作証明書・栃木県収入証紙

420円分

④新たに農作業受託分の申請を行う方 〃 農作業受託とは、農作業受委託契約により機械を使用する農作業のすべてを受託し、委託者に代わって現実に農作業を行うことを言います。作業の一部のみ受託している場合は該当しません。

今回新たに農作業受託分の申請を行う方は、上記①～③に加えて

○耕作(農作業受委託)証明書

○農作業受委託契約書(水田経営所得安定対策用または一般用)の写し

が必要になります。詳しくは事前に宇都宮県税事務所までお問い合わせください。

⑤その他 〃 前年度の申請内容に変更のある方や新規申請の方については、作付内容や使用機械をお聞きします。

▼免税証の交付 〃

前年度の申請内容に変更のない方は申請日に即日交付します。

前年度の申請内容に変更のある方は別途指定します。

新規申請の方は別途指定します。

▼その他 〃 次のいずれかに該当する方は免税軽油使用者証・免税証の交付を

受けることはできませんので御注意願います。

ア. 地方税に関する法令の規定に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じられ、2年を経過していない方

イ. 国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過していない方

ウ. 免税軽油の引取り等に係る報告書を提出していない方

エ. ア～ウの他、軽油引取税の取り締まり又は保全上特に不相当と知事が認める方

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ先 〃

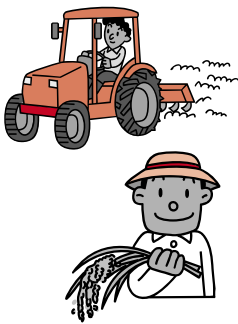
栃木県宇都宮県税事務所 軽油引

取税調査担当

☎028(626)3023

☎9166

農業委員会事務局



障がい者控除対象者認定書交付について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい(または特別障がい)に該当する場合、障がい者控除を受けられます。満65歳以上で障がいのある方は、手帳がなくとも、これらの障がいに準ずる者として、町長が発行する「障がい者控除対象者認定書」を申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

▼対象者の条件 〃

①町内に住所を有する65歳以上で障がい福祉サービス受給者証を受けている知的障がい又は身体上の障がいのある方

②町内に住所を有する65歳以上で要介護認定を受けている知的障がい又は身体上の障がいのある方

▼問い合わせ先 〃

①に該当する方

健康福祉課 福祉人権係

☎9128

FAX 7493

②に該当する方

保険課 介護保険係

☎9102

FAX 6868

住宅用太陽光発電システム 導入費の一部を助成します

町では、地球温暖化防止策の一環として、太陽光発電システムを導入する方を対象に費用の一部を助成します。

▼補助対象者Ⅱ次の要件をすべて満たす方が対象となります。

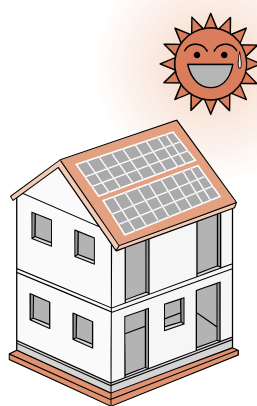
① 自ら居住する町内の住宅(店舗・事務所等との併用可)に、太陽光発電システムを設置した方(太陽光発電システム付き住宅を購入した方も含む)。

② 平成22年4月1日以降(平成23年3月31日まで)に設置が完了し電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を結んだ方。

③ ①の住宅の所在地に住所を有する方。

④ 世帯全員が町税等の滞納がない方。

※国等の太陽光発電補助制度を受ける方も、補助の対象となります。



▼補助金の額Ⅱ

補助額：最大出力値(kW)×20,000円

※最大出力値は、小数点以下第3位を四捨五入し、1,000円未満の補助金額は切り捨てます。

限度額：80,000円(4kW)

太陽光発電システムの設置が完了し、電力受給契約及び余剰電力の販売契約の締結完了後、補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請してください。

町のホームページもご覧ください。補助金交付申請書等がダウンロードできます。

▼問い合わせ先Ⅱ

住民生活課 生活環境係

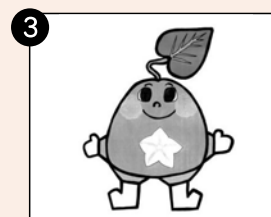
☎(56) 9131

●●上三川町商工会で『ゆるキャラ』を作成します。●●

この度、商工会では、PRとイベントのマスコットとして、『ゆるキャラ』の着ぐるみをつくることになりました。キャラクターのイメージは、①が「かんぴょう巻き」、②と③が「ふくべ」です。

つきましては下記の3点のイラストから、キャラクターを1つ選び、電話・FAX又はメールにて投票してください。

また、キャラクターの名前についても投票と一緒に募集します。町民の皆様からの御応募お待ちしております。なお、採用された方には記念品を差し上げます。



▼投票先 = ☎(56) 2206 FAX(56) 0711

E-mail kaminokawa_net@shokokai-tochigi.or.jp

▼記載事項 = キャラクターの番号と名前及び応募者氏名・住所・電話番号

▼投票期限 = 1月31日(月)まで

▼問い合わせ先 = 上三川町商工会 ☎(56) 2206

* 詳しくは上三川町商工会ホームページ(<http://kaminokawa.shokokai-tochigi.or.jp/>)をご覧ください。カラーでの画像が公開されています。